市第92号議案

港湾施設の指定管理者の指定

次のように港湾施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

区分	指	定管理者	指定の期間
	所 在 地	名称	
物流等関連施設	中区山下町2番	横浜港埠頭株式会社	令和4年4月1日か
	地	代表取締役 伊東 慎介	ら令和9年3月31日
		社長が保険が	まで
大さん橋	中区海岸通1丁	一般社団法人横浜港振興協会	_
	目1番地	会長 藤 木 幸 夫	司
臨港パーク関連	西区みなとみら	株式会社横浜国際平和会議場	
施設	い一丁目1番1	代表取締役 額田 樹子	同
	号	社長	
港湾厚生関連施	中区山下町277	一般社団法人横浜港湾福利厚	
設	番地の1	生協会	同
		会長 藤 木 幸 夫	
日本丸メモリア	西区みなとみら	公益財団法人帆船日本丸記念	令和4年4月1日か
ルパーク	い二丁目1番1	財団	ら令和14年3月31日
	号	理事長 青 木 治	まで
横浜港シンボル	東京都中央区日	商船三井興産株式会社	令和4年4月1日か
タワー	本橋本町3丁目	代表取締役 田中 健輔	ら令和9年3月31日
	3番6号	社長	まで
八景島	金沢区八景島	株式会社横浜八景島	
		代表取締役 社 長	同
海づり関連施設	大阪市中央区南	イオンディライト株式会社	
	船場2丁目3番	代表取締役	司
	2号	,= ,,	

(備考)

市第 92 号

この表における「区分」とは、横浜市港湾施設条例(平成30年10月横浜市条例第52号)別表第3に規定する一の指定管理者に管理に関する業務を行わせる港湾施設の区分をいう。

提案理由

物流等関連施設等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244条の2第6項の規定により提案する。

参考

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)